

2023-3-9 第8回母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会

○吉川課長補佐 機材トラブルの関係で開始時刻が大幅に遅くなってしまって申し訳ございません。

ただいまより第8回「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。母子保健課長補佐の吉川です。

最初に、本日の構成員の出欠についてお知らせをいたします。伊藤構成員、末松構成員より欠席の御連絡をいただいております。また、本日は、石田構成員に代わり、川口市保健所地域保健センターの田辺様に代理出席をいただいております。なお、山本構成員は10時30分頃より御出席いただく予定でございます。

本日はオンラインによる開催とさせていただきます。まず初めに、発言の仕方等を御説明させていただきます。御発言の際には、「手を挙げる」ボタンをクリックして、座長の指名を受けてから、マイクのミュートを解除し、発言をするようお願いいたします。なお、「手を挙げる」ボタンがない場合には、画面に向かって挙手をお願いいたします。発言終了後は「手を挙げる」ボタンをオフにするとともに、再度マイクをミュートにするようお願いいたします。

また、座長から議題などに賛成かどうか、異議がないか等を確認することがあった際には、賛成の場合には「反応」ボタンをクリックした上で、「賛成」ボタンをクリックするか、またはカメラに向かってうなずいていただくことで「異議なし」の旨の確認をさせていただきます。

それでは、これ以降の議事進行について、岡座長、よろしくお願いいたします。

○岡座長 それでは、皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より本日の配付資料の御説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐 事務局でございます。

議事次第に沿って本日の資料を確認させていただきます。本日の資料については、資料1と資料2ということで、「母子保健情報のデジタル化について（母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書（案）」及びその概要をお示ししております。また、参考資料1、2として、妊産婦及び乳幼児に関する標準的な電子的記録様式等についてお示ししているところです。参考資料3として「母子保健情報デジタル化実証事業等について」、参考資料4として母子健康手帳に関連する通知をお示ししているところでございます。

以上でございます。

○岡座長 それでは、議事に入らせていただきます。議題1「議論のとりまとめ（案）」についてでございます。事務局より資料について御説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐 事務局でございます。では、資料に沿って御説明をさせていただきます。

先ほど御説明しましたとおり、資料について、資料1の報告書(案)の文書と、資料2、パワーポイント形式でその概要をまとめたものがございます。また、資料1の中に別添1、別添2という部分がございますが、それが参考資料1、参考資料2に該当するものでございます。これからの説明については資料1を中心に御説明をさせていただき、適宜そのほかの資料についても参照させていただければと思います。

資料1「母子保健情報のデジタル化について(母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書(案))」という形でお示ししております。全体の構成としては、まず「はじめに」という形で、第5回以降の検討会の議論について簡単に説明した後、「2. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充」について、その考え方や具体的な内容について御説明をしております。

その後、「3. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題」を各プロセスごとに整理を行い、最後に「4. おわりに」ということで、今後の課題などについて記載を行っております。

では、資料について順に御説明をさせていただきます。「はじめに」の部分でございますが、母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会、以下「検討会」という形で御説明をさせていただきますが、昨年9月に中間報告書を作成していただきまして、この中で母子健康手帳の見直しの方向性についておまとめをいただきました。

また、この中では、母子保健情報・母子健康手帳の電子化についても整理を行っていただきまして、この整理においては、引き続き母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化に取り組む必要があること。

令和7年度を目標時期として地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえつつ、母子健康手帳のデジタル化に向けた環境整備を進めていくことが適当であること。

こうしたことを踏まえ、まずは令和4年度中に、検討会において、マイナポータルを通じて閲覧できる項目の拡充等の観点から議論を行っていくことが取りまとめで示されているところでございます。

その後、昨年11月、12月、今年の2月、そして本日の4回にわたり議論を行った結果として、今回の報告書を取りまとめるといった形で記載を行っております。

以後「マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充」でございます。

これまでの経緯を簡単にまとめております。平成29年1月に厚生労働省に「データヘルス改革推進本部」が設置されまして、その下に平成30年1月「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが新たに設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなっております。

これを受け、平成30年4月に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」が設置され、乳幼児健診や妊婦健診の健康情報の電子的記録様式の標準化、電子化に

関しての検討が行われたところになります。

当時の背景としては、そうした標準的な記録様式が定められていない。ただ、そういったものももちろんニーズがあるといったことで検討が進められた形になります。

検討の結果として、PHR（Personal Health Record）について、マイナポータルを通じて本人等にデータを提供する観点から、乳幼児健診、これは法律に定まっている1歳6か月健診と3歳児健診、そして実施率が非常に高い3～4か月健診を対象としたもの。及び妊婦健診の情報について、本人または保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報について、「標準的な電子的記録様式」として定める。

また、その「標準的な電子的記録様式」のうち、転居や進学の際に、ほかの市町村等に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報について、「最低限電子化すべき情報」として選定されたところがございます。これらの情報は、令和2年からマイナポータルを通じて閲覧が可能となっております。

併せまして、令和3年6月に決定された「データヘルス改革に関する工程表」に基づいて、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できる仕組みづくりが進んでいるところがございます。併せて、現在政府において、医療分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じたサービスの効率化・質の向上により、国民の保健医療の向上等を図る医療DXの議論が行われており、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム（全国医療情報プラットフォーム）等について検討が行われているところになります。

母子保健情報のデジタル化の拡充に関する考え方の整理について示したのが（2）でございます。検討会では、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、PHRについて、マイナポータルを通じて閲覧できる項目の拡充について検討が行われました。

その考え方については、データヘルスの検討会の中間報告書を参考に、拡充の目的については以下のように整理を行っております。

こどもの健康履歴を本人または保護者が一元的に閲覧し、こどもの健康を管理することにより次世代を担うこどもの健やかな成長に資することに活用。

妊娠中の健康履歴を女性の生涯にわたる健康情報の一部として本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、健康行動に寄与することや、次回以降の妊娠の際、必要に応じて保健医療関係者に情報提供することで、適切な妊娠管理に資すること。

転居やこどもの成長に応じて、ほかの市町村等に引き継がれることにより、効率的・効果的な行政事務や、保健指導等を行うことに活用すること。

そうした形で拡充の目的について整理を行っているところがございます。

マル2として拡充の対象となる母子保健事業の選定についてでございます。先ほど御説明したとおり、データヘルスの検討会の中では、法律に基づき実施されている、あるいは実施率が非常に高く、国が検査項目等を示しているものを対象としております。

令和4年9月の時点において自治体に対して行った調査では、「最低限電子化すべき情報」や、出生児の情報、予防接種の情報はほとんどの自治体で電子化されており、そのほかの乳幼児健診の情報についても、おおむね7割程度の市町村で電子化されていること。また、ほぼ全ての市町村で妊婦健診の受診状況や出産時の児の状態についての情報を把握しており、健診の受診状況、各回の健診で実施する項目、出産時の児の状態の情報の多くは自治体で電子化されていることが判明しております。

また、上記以外の母子保健事業についても、産婦健診については、実施している市町村のうち7割程度の市町村で健診の受診状況、診察検査の結果、EPDSの結果について電子化されていること。

産後ケア事業については、ほとんどの自治体で利用状況を把握している。その一方で、電子化している自治体は4割強であること。

妊娠の届出時や新生児訪問指導などでのアンケート・面談等の記録、乳幼児健診のデータは、半数以上の自治体で電子化されていることなどが判明しているところでございます。

これらを踏まえ、図1にお示しした母子保健事業について拡充の対象とすることとした。これは3～4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診、妊婦健診以外の母子保健事業については、実施状況にばらつきがある状況ではございますが、全国で統一された標準的な記録様式を定める観点から、母子健康手帳省令様式において項目が示され、実施市町村で電子化可能な事業を拡充の対象としたところでございます。

具体的にはこちらにお示ししたような形で、青が既に一部電子化済みの事業、赤が今回新たに電子化の対象として検討を行ったものでございます。

3で電子化する項目の選定基準についてお示ししております。「標準的な電子的記録様式」については、PHRの観点から、以下の基準で選定することとした。

こどもの健やかな成長に資する情報や、本人の健康行動や次回以降の適切な妊娠管理に寄与する情報。本人または保護者が閲覧することに適した情報。信頼性が高い情報。電子化に適した情報。これらを「標準的な電子的記録様式」として選定する際の基準としたということでございます。

また、「最低限電子化すべき情報」については、「標準的な電子的記録様式」の項目のうち、ほかの市町村に引き継がれることにより、行政事務や保健指導等の効率的・効果的な運用に資する最低限必要な項目を、以下の基準で選定することとした。

連続的なデータとして把握することで得られる一貫した保健指導に必要な情報。母子保健事業の実施に当たって必ず必要な情報。市町村において一定程度電子化が進んでいる情報。これらを「最低限電子化すべき情報」ということで選定することといたしました。

なお、電子化を進めるに当たって自治体職員の業務負担の増大や財源の確保等の課題があることなどを踏まえまして、特に重要性・優先度の高いものを選定することが重要といった議論がなされました。

その上で、具体的にどのような項目を追加すべきに関しては、別添1、別添2を参照し

ながらこちらを御覧いただければと思います。「妊産婦に関する情報について」と「乳幼児に関する情報について」をそれぞれ整理して記載を行っております。

妊産婦に関しては、妊婦健診の情報のうち、妊娠中の経過等について、医療機関から自治体への情報共有が進んでいること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加すべきと考える。

妊婦の健康状態（喫煙、飲酒）や感染症の検査等の情報（HIV検査、梅毒）について、機微に触れる情報ではある一方で、PHRとして本人が確認することによる医学的な意義があること、自治体における電子化が一定程度進んでいること等を踏まえ、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。

また、産婦健診、産後ケア事業の情報及びEPDS等のアセスメントの実施に関する情報については、自治体における電子化の状況や今般新たに母子健康手帳の省令様式に追加されたこと、産後の一貫した保健指導に重要な情報であること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加すべきと考える。

乳幼児に関する情報でございます。

新生児訪問指導等に関する情報について、実施率は低いものの、PHRの観点から有用な情報であるため、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。なお、新生児訪問指導等は新生児以降においても継続することができることから、1か月以降の訪問についても記録できるような様式にすることが望ましい。

新生児スクリーニング（先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査）の情報について、自治体における電子化の状況が非常に進んでいることや、市町村における受検の把握が進んでいること等を踏まえ、新たに「最低限電子化すべき情報」に追加すべきと考える。こちらは既に「標準的な電子的記録様式」に含まれているものでありますが、それを今回新たに「最低限電子化すべき情報」に位置づけるということでございます。

3～4か月・1歳6か月・3歳児健診以外の乳幼児健診についても、自治体において電子化が一定程度進んでいることを踏まえまして、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。

現在、精密健康診査に関する情報は、1歳6か月・3歳児健診のみデータ項目が設定されているところでございますが、それ以外の時期の乳幼児健診に関しても精密健康診査に関する情報について、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。

1歳6か月・3歳児健診について、新たに母子健康手帳の省令様式に追加された歯の形態・色調、屈折検査について、新たに「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。また、歯の汚れについて、歯科の評価で重要であることから、ほかの歯科健診の項目と同様の並びで、「標準的な電子的記録様式」に追加すべきと考える。

「3. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題」に移らせていただきます。

現状と課題の整理についてでございます。現状と課題を議論するに当たりまして、検討会では、個別健診として実施される場合の乳幼児健診を例にして、情報の流れに関する現

行のプロセスを図2にお示したような形で整理を行い、プロセスごとに現状と課題を検討したところでございます。

こちらの乳幼児健診や妊婦健診に関して、特に乳幼児健診に関しては、集団健診など、これ以外の方法によって行われる場合もあることは認識しておりますが、そういった場合であっても、現状のプロセスではおおむねこのプロセスと共通する部分が多いと考えて、今回の議論の整理を行ったところでございます。

「プロセスごとの現状と課題について」というところでございます。プロセスについては、マル1、マル2の間診票の回答、間診票の確認という部分でございます。

現状としては3～4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診については、健やか親子21の指標に基づく間診票が厚生労働省の通知で示されており、多くの自治体で活用されている一方で、自治体独自の間診項目を追加している場合がある。乳幼児健診で用いられる間診票については、先進的な自治体ではアプリ等を活用したデジタル化を行っている一方で、多くの市町村では紙で運用されている。

これに対する課題として、医療機関に委託して行う個別健診の場合、健診終了後、自治体が間診票の回答内容を把握するまでにタイムラグがあること、母子保健情報を医療機関・市町村間で電子的につなぐ仕組みが確立されていないことが挙げられております。

3の健診実施及び4の結果報告でございます。

現状については、健診の項目については、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診に関しては、厚生労働省の通知で健診票や基本情報票が、妊婦健診については、告示で健康診査についての望ましい基準が、そして通知で医療機関から市町村に情報提供する項目が示されているところでございます。

機器を用いた計測を健診で行う場合については、計測結果を健診票や母子健康手帳に転記する作業が必要となっているところでございます。

また、健診結果について、紙の母子健康手帳に結果が記載されるとともに、自治体にも結果が報告されているところでございます。

個別健診の場合、多くの自治体で手書きの紙の報告様式が定められており、医療機関から自治体に対して紙媒体で健診結果が報告されているところであり、市町村によっては国保連を通して請求されるため、紙の健診結果が市町村に届くまで約2か月の時間がかかる場合があるということがお示しされております。

また、データ上も乳幼児健診に関しては89.7%の自治体で健診終了後2か月以内に電子化、妊産婦健診に関しては82.4%の自治体で健診終了後3か月以内に電子化されているといった現状が示されております。

また、医療機関で収集した健診情報を自治体のシステムに連携するためには、自動化されているというよりも、人の手による作業が必要であるといった現状がございます。

課題としては、引き続き母子保健情報の規格の標準化を進めていくことが重要であること。医療機関において健診結果を職員が電子的に入力する場合、医療機関の負担が増える

可能性があり、医療機関の実態を踏まえた対応を検討する必要があること。母子保健法上、健診結果等について、紙の母子健康手帳への記載が求められていること。紙で運用されている報告様式については、健診終了後、自治体が健診結果を把握するまでにタイムラグがあること。医療機関の母子保健情報を妊婦・保護者等や市町村に電子的につなぐ仕組みが確立されていないことを挙げております。

マル5の電子化でございます。

現状については、情報管理システムへのデータ入力について、多くの市町村では自治体職員が行っている。特に規模の小さい市町村ではそのような形の割合が多いということになります。

課題については、電子化を進めるに当たって、自治体職員によるデータ入力業務の増大が課題であり、また、電子データ化のためのシステムの導入・保守に必要な財源の確保が必要である。

6の情報管理については、ほぼ全ての市町村で母子保健情報を管理するための情報管理システムが導入されており、情報管理システム上の母子保健情報の保存期間については、13.4%の市町村が10年以上としている一方で、81.1%の市町村がルールを定めていないということが示されております。

また、医療DXの議論の中で、医療情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームである「全国医療情報プラットフォーム」や電子カルテ情報の標準化について検討が行われているところであります。

課題として、母子保健情報の保存期間など、母子保健情報の保管・管理の仕組みが十分に整理されていないこと。これらの情報管理の仕組みについては、他分野での議論の状況を踏まえて対応していくことが必要ということをお示ししております。

利活用についてです。母子保健情報について、半数程度の市町村において母子保健計画等の指標設定や立案、指標に基づく母子保健事業の評価、対象者個人の支援・フォローアップ等に活用されています。

81.4%の市町村で乳幼児健診と妊産婦のデータが、56.7%の市町村で妊婦健診のデータとがん検診等の健診データが連結をされているところであります。

一方で、大学等の研究機関など、第三者提供を実施している市町村はごく少数であること。

また、研究者が保有する母子保健情報と自治体が保有する母子保健情報を連携することで、新たな母子保健施策の提言が可能となる可能性があることなどをお示ししております。

課題として、データ分析等を行うための人材確保が困難であることや職員のスキルが不足していること、データの有効な活用方法が分からないことといった課題がある。個人情報情報の取扱いなど、母子保健情報の利活用の仕組みが十分に整理されていない。そして、これらについては、他分野での議論の状況を踏まえて対応していくことが必要ということをお示ししております。

マル8、マル9のマイナポータルへの登録、閲覧についてです。マイナポータルを通じて閲覧可能な母子保健情報について様式が定められており、これらの情報はAPI連携により個人のアプリに取得することが可能となっている。母親とこどもの母子保健情報について、母親やこどもの情報が誰に帰属し、PHRとして誰が閲覧することが適当かが必ずしも明らかでない。

課題として、マイナポータルを通じて閲覧可能な母子保健情報について、充実の余地があり、引き続き母子保健情報の規格の標準化を進めていくことが重要である。母子保健情報について、どのような情報を誰がどのような観点で活用するのかという視点を踏まえた検討が必要であるということを記載を行っております。

今後の対応としては、複数の自治体においてモデル的に健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する母子保健情報デジタル化実証事業や、母子保健情報のデジタル化、DX化に向けた施策の検討に資する学術的な知見を得るための母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究などを通じて、本検討会で議論された現状と課題への対応策等を検討していくということをお示ししております。

なお、これらの実証事業や研究に関しては、参考資料3にお示ししているところでございます。

「おわりに」でございます。今回行った調査において、ほとんどの自治体で電子化が進んでいることが明らかになっているところでございます。

検討会では、PHRを推進する観点から、マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充について議論を行っていただきました。その上で、検討会で新たにマイナポータルに追加すべきとされた母子保健情報について、今後、これらの情報が閲覧可能となるように、必要な対応を検討されたい。

なお、検討会では、全国で統一された標準的な記録様式を定める観点から、母子健康手帳の省令様式等において項目が示されているものを対象として議論を行いました。例えば妊産婦に対して行った支援や妊婦健診における胎児超音波の情報などについても電子化のメリットがあると御指織があったことから、引き続き母子保健情報の規格の標準化を進めていくことが重要である。

また、母子保健情報のデジタル化について、検討会では現行のプロセスを前提に現状と課題の整理を行ったところでございますが、今後は医療機関や自治体システムの将来的なデジタル化の進展等を踏まえ、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を行うことについても考慮すべきである。

併せて、自治体等が保有する母子保健情報が、個人情報として適切に管理し、利活用されることが重要であり、こうした仕組みについて、実証事業等を通して引き続き検討されていくことが必要である。

資料1についての説明は以上でございます。

資料2については、これを概要としてまとめたものでございますが、本日の議論を踏まえて、今後この概要についても見直しが必要な部分があると考えております。

参考資料1、参考資料2については、先ほど御説明した別添1、別添2に該当するものでございまして、具体的なデータの記録様式、あるいはその項目などについてお示ししているところでございます。

資料の説明については以上でございます。

○岡座長 ありがとうございます。

ただいま事務局より、第5回以降の検討会での議論を取りまとめていただき、母子保健情報のデジタル化について（母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告（案））について御説明いただきました。今までのこの検討会で皆様からいただいた御意見等も踏まえたものかと思えますけれども、こちらについてこれから御意見等をいただきたいと思えます。御意見のある委員の方は「手を挙げる」のボタンを押していただく、あるいはお声を発声していただければと思えますけれども、いかがでしょうか。渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺構成員 日本医師会の渡辺です。

「母子保健情報のデジタル化について」という形でのこの報告書は非常によくできていると思えます。それなりにいいと思えますし、これに関して個別に問題を提示するものではありません。

ただ、1ページ目の「これまでの経緯」の一番最初、「データヘルス改革推進本部」のもとに、「乳幼児・学童期の健康情報」のプロジェクトチームができて、これを受けて行った今回の事業というのは、本来は乳幼児・学童期の健康情報を管理しようというところから母子保健に限った形で今回対応なされたということは、当初の目的からちょっと狭くなったという意味で大変残念であるということでありますので、この中の本文を書き換えていただきたいという意味では決してないのですけれども、御存じのように、文科省が学校保健の情報を管理しているのは全く別のポータルサイトで作ってしまっていて、特定健診の情報の3つを連結することは今のところ全く不可能であって、個人がポータルサイトを見ようとしたら、3つのポータルサイトを開かないと見られないという状況になっているというのは非常に残念であります。

恐らく今回の事業はこれで一回切れてしまうので、これはこれでいいと思うのです。母子保健の情報をきれいに管理していこうという報告書を書かれたことは非常に良かったと思うのですが、当初の方針である学童期まで持っていくと。つまり、今度子ども家庭庁に移管されるのであれば、もともとの、例えば次世代包括支援センターとかネウボラの理念などを考えれば、思春期まで一括した情報を管理するという概念で考えていただきたいということです。これに書いていただく必要はないと思うのですけれども、事務局には、母子保健の情報、うまいことまとまったからいいやと思わずに、学童期の情報と連結して一

括管理をしていただくような概念をぜひ進めていただきたい。文科省もすごく消極的ですが、文科省にも今、働きかけておりますので、今後そのような展開を事務局にはぜひ期待したいと思います。

ということで、内容ではございません。今後の期待をしたいということで意見を述べました。以上でございます。

○岡座長 ありがとうございます。

事務局のほう、いかがでしょうか。吉川課長補佐、お願いします。

○吉川課長補佐 貴重な御指摘ありがとうございます。

今、渡辺委員から御指摘いただきましたように、今回の検討会では母子保健に関する情報のデジタル化を推進するといった観点から議論を行っていただき、整理を行いました。ただ、この情報に関して、生涯を通じた情報を健康に活用できるような形でしっかり議論を進めていくということは非常に重要なところでございますし、学童期の情報あるいは学校保健の情報というものもその中では非常に重要な部分であるというふうには認識しております。

今回のこの議論に際しまして文科省とも情報の連携を行っておりまして、当課のほうでこういった議論を行っているということはしっかり情報共有を行った上で、文科省で行っている事業についても我々のほうにも情報共有をいただいているところでございます。

渡辺委員も御存じの部分があるかもしれませんが、現在文科省において学校健診情報についてのPHRの活用に関する調査研究事業が行われていると伺っておりまして、その中では、学校健診の情報についてマイナポータルを通じて閲覧できる仕組みを現在構築するために順次検討を進めているというふうに伺っているところでございます。

そうした仕組み、あるいはそれに追加して何か今後必要になってくるところもあるかもしれませんが、そういったことを推進することによって、母子保健情報に限らずより幅広い情報が整理をされて、国民の健康管理に活用できるようになってくると思っておりますので、こども庁に移管した後も引き続きそうした観点を踏まえながら検討したいと思っております。

○渡辺構成員 よろしく申し上げます。

○岡座長 貴重な御意見ありがとうございます。本当にみんなが期待する点だと思います。ありがとうございます。

続きまして、三浦委員、お願いいたします。

○三浦構成員 よろしく申し上げます。日本産婦人科学会から推薦の長崎大学の三浦でございます。

私は、4ページ目と5ページ目の部分になるのですがけれども、前回は発言させていただいたのですが、妊婦健診のところの「妊産婦に関する情報」というところで、「妊婦」だけではなくて、「胎児」という言葉をぜひどこかに入れていただいて。妊婦健診の中では胎児の発育とその形態の評価というところがガイドラインの中にも記載されておりますし、

14回ある妊婦健診の中でも健診を行っておりますので、ぜひ5ページの「妊産婦に関する情報」のところに「胎児」に関する一文を加えていただきたいと思います。

また、図1「拡充の対象となる母子保健事業」のところですが、ここも前回質問させていただいたときに、妊婦健診のところで、今や妊娠中のこどもというか、胎児の評価というところをぜひ反映していただきたいと思います。

以上でございます。

○岡座長 ありがとうございます。

事務局のほう、いかがでしょうか。

○吉川課長補佐 事務局でございます。

三浦構成員、御指摘どうもありがとうございます。

前回御指摘いただいた部分に関して、今回改めて御意見をいただいたと認識しております。胎児に関しての情報、特に前回御指摘いただいたのは、胎児超音波に関しての計測の情報と認識しております。こちらについて前回御意見をいただいた後、事務局内で改めて検討を行わせていただきました。今回この整理については、最後の「4. おわりに」というところでお示ししている11ページのところでございまして、その中で前回御指摘いただいた胎児の情報についても記載を行っているところでございます。

「なお」で始まっている11ページの3ポツ目のところでございますが、今回の検討会では全国で統一された標準的な記録様式を定めるという観点から、母子健康手帳など、厚労省が様式などを示している項目について議論を行ったところでございますが、胎児情報などについても非常に重要性がある、メリットがあるといった御指摘を重く受け止めまして、これに関しては、今後引き続き規格の標準化について検討を進めていくことが重要であるといった形で記載を行っているところでございます。

先生の今回の御指摘としては、現状で何か入れられる情報がないかといった観点かと思っておりますが、今、母子健康手帳などで具体的に厚労省が様式を示しているものの中で、胎児の情報として具体的なものとしてはなかなか記載が難しいと認識をしているところでございますので、今回はこのような整理とさせていただければと思います。

○三浦構成員 了解しました。

医療の現場の産科医のニーズとしては、里帰り分娩とか、あるいは分娩の形態がある地域ではバースセンター化してきて、妊婦健診は地方のクリニックで受けるのですが、分娩は周産母子センターというように分娩の形態も変わってきているので、こういう母子健康手帳を通じて情報が電子化されることに非常に期待が大きいですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○岡座長 ありがとうございます。

そうしましたら、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木構成員 日本産婦人科医会推薦の鈴木と申します。いろいろと御考慮いただきまし

て、またきれいにまとめていただきましてありがとうございます。

私が話すのは、課題として御指摘もあったことと重なるわけですが、デジタル化の目的の一つが、やはり市区町村を含めた迅速な情報共有かと思しますので、インプットする項目が並べられたわけですが、急がなくでいい項目と妊婦のメンタルヘルス等の急がなくでいけない項目と分けられると思しますので、ぜひそれを区別していただいて、インプットを急ぐべき項目を分けるような形で書いていただけたらと思っております。

もう一つは、これも課題としてあったわけですが、多くのところが保存期間10年以上という形でまとめられたわけですが、前にもお話ししましたように、次のこどもさんが御自分の妊娠のときにこの母子手帳を活用したりすることもございますので、ぜひ10年と言わずに、できましたらそれを長くするような形の基準等をつくっていただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○岡座長 ありがとうございます。

事務局のほう、いかがですか。吉川課長補佐。

○吉川課長補佐 鈴木構成員、御指摘どうもありがとうございます。

先生おっしゃるように、メンタルヘルスに関して、あるいはそれに関連する評価やサポートについてというのは、非常に重要な部分だと思っております。こちらについては、今回新しく入れる項目ではあるものの、標準的という形ではなくて、「最低限電子化すべき情報」という形で、ある意味市町村の方々には少しハードルが高い部分もあるのではないかと思いつつも、共有することによって非常に重要な情報ということで、そのような整理をさせていただきました。

併せて、それ以外の方向性として今回電子化をしたというのは、情報共有あるいは支援のための一つのツールだと考えておまして、このツールができることによって、妊産婦さんのメンタルヘルスをどういうふうに地域で連携をして支援につなげていくかということも併せて母子保健課で引き続き考えたいと思っております。

10年以上というデータの保存期間についてでございますが、現状厚労省として母子保健の情報について画一的に何年を保存期間とお示ししているところではない一方で、例えばマイナポータルとの関係上は7年を目安にこの情報を管理してくださいというふうなお示しもしているところでございます。

ただ、私の感覚としましても、生涯を通じたPHRなどの議論が行われている中で、こうした期間が十分なのかということはしっかり議論をしていく必要があるかと思っておりますし、今後の活用を踏まえた上でも、この部分というのは来年度以降議論を行っていくことが重要な部分かなと考えているところもございますので、貴重な御意見として伺いました。どうもありがとうございます。

○鈴木構成員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○岡座長 ありがとうございます。

そうでしたら、山縣委員、お願いいたします。

○山縣構成員 山縣です。取りまとめ、ありがとうございます。大変すばらしくまとまったと思っております。

私からは、10ページ目の「現状」の最初のところに「これらの情報はAPI連携により個人のアプリに取得することが可能となっている」と。それを受けて、その下の（3）でそういったことについて今後実証的に行っていくということが書いてあって、これは本当に大変すばらしいと思っております。この委員会の第4回のところで、PHRの目指すべき姿としてSTEP1、STEP2、STEP3というグラフ、ポンチ絵があったのですが、まさにSTEP2のところで安心・安全に民間PHRサービスを活用できる、そしてマイナポータルとAPIの連携、こういったものをきちんとやっていくということが今回母子保健領域では実現されたということで、本当によかったと思っております。ただ、現状でどれぐらいのところがこういったことが実現しているのか、そういったことについてはいかがかということが1点。

もう一点は感想でありまして、「おわりに」の11ページの下から2つ目の丸の中に、今回は今の枠組みの中でやったけれども、やはり医療機関や自治体のほかのシステムといったもののデジタル化の進展を見据えてこれをやっていくということがここに記載されたという点も大変よかったと思っております。急速に進むDHの仕組みに向けた基盤が本当にできたのではないかとと思っております。

ですので、質問としては前者のほうでお願いいたします。

○岡座長 ありがとうございます。

現状についてということで、いかがでしょうか。

○吉川課長補佐 事務局でございます。

山縣構成員、御質問ありがとうございます。

現状につきまして、私どもが昨年9月に行った調査の中で様々にデータを取ったところでございますが、医療機関と自治体とユーザーをうまくつなぐような仕組みというものに関しては、まだまだ十分進んでいないところもあると認識しておりまして、こちらについては第5回の検討会で先進的な自治体に関しての取組ということを御発表いただきました。これは事務局の認識としても先進的だと考えておりまして、まだまだこれが全国に広がっている状況ではないと考えておりますし、どの方法を推進していくべきか、あるいは非常に効率的かというところもまだまだ見えていない部分があると思っております。

そうした観点から、来年度の検証事業において幾つか具体的な方法を試して検証していきながら、全国展開あるいは広げていくためにはどういった課題があるのか、あるいはどういったものがより有効なのかということについて議論を行っていくことが重要だと思っております。

以上でございます。

○山縣構成員 ありがとうございます。研究班等でやられるのかなと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡座長 ありがとうございます。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本構成員 ありがとうございます。日本歯科医師会の山本でございます。今日は遅参して申し訳ございません。

私のほうからは1点。お礼でございます。6ページの一番上の丸のところ、それから資料2の上のほうの箱書きのところでございますが、1歳半、3歳児において歯の形態あるいは色調、それから汚れという部分を入れていただいたこと、大変ありがたいと思います。

歯の形態、特に1歳6か月、3歳児の場合、癒合歯という形での歯の形態異常が結構見られますし、歯の汚れについては、お母さん、お父さん、あるいは養育者の方々がいわゆるマルチトリートメントをしていないか、そういった部分でも結構重要だと思っておりますので、ここについては入れていただいて大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○岡座長 ありがとうございます。御意見として伺っておきます。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。何か御意見等ございますか。濱田委員、お願いいたします。

○濱田構成員 日本看護協会の濱田です。よろしくをお願いいたします。

今回まとめは、今まで議論したことが入っておりますので、どうもありがとうございます。

1点確認させていただきます。先ほどの御意見の中にもありましたが、今回、「最低限電子化すべき情報」は、早急に電子化すべきものというふうに位置づけられているというのですが、現行の「最低限電子化すべき情報」の内容が今回非常に拡充されていると思います。大体いつ頃を目安に自治体がこの「最低限電子化すべき情報」を入力していかないといけないのかというところを、目安で構いませんので教えていただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

○岡座長 ありがとうございます。

吉川課長補佐、お願いします。

○吉川課長補佐 事務局でございます。

まず、簡潔にお答えいたしますと、現状でまだスケジュールが確定しているわけではございません。といいますのも、マイナポータルで閲覧できる項目の拡充に当たって必要となるものとしては、データ標準レイアウトの様式というものを正式に改版をすることが必要になってきまして、その改版のためのスケジュールにも数か月の時間を要するということでございます。

併せまして、前回平成30年度の議論を行った際に、こうした情報をマイナポータルで閲覧できるようにという検討会の議論を踏まえて、自治体でのシステム改修などに必要な予算を厚労省のほうで措置を行ったということもあります。

また、今回それ以外の要件としては、新たに項目を追加するものの一つとして産後ケア事業がございますが、この産後ケア事業に関しては、現行の法律の書きぶりからすると、法改正が必要になってくる項目だと認識しておりまして、その法改正のスケジュールというものもあります。ですので、この3つ、あるいはそれ以外のものも必要になってくる部分があるかもしれませんが、それをどのような順番で、どういうふうに行っていくのかということもありますので、具体的な期日がまだ定まっているところではございません。

また、場合によってはどれか一つが、特に法改正などに関して、スケジュール上すぐにはできないということがもし現実的にあるのであれば、どれかの情報を優先的に電子化を進めて、時間がかかるものに関しては少し後から行っていくといった、事務的な優先順位づけのようなことも考えなければならぬと考えております。

いずれにしても、こういったスケジュール感で行っていくかということは我々のほうでも整理をしまして、自治体の方々に前もってしっかり御説明できるように準備を進めていきたいと考えております。

○岡座長 よろしいでしょうか。

○濱田構成員 ありがとうございます。

○岡座長 そうしましたら、中山委員、お願いいたします。

○中山構成員 よろしくお願いいたします。

頂きました資料の5ページ、そして今、吉川課長補佐からも出ましたけれども、産後のことで気になります。5ページの一番上の「妊産婦に関する情報について」というタイトルでございますが、母子健康手帳もこの情報も、両方とも産後の親が含まれているわけです。ですから、「妊産婦」と言わずに、「妊産婦及び」、あるいは「・」でもいいのですが、「産後の親の子育て」ぐらいまでちゃんと入れたほうが適切ではないかなと思いました。御検討ください。

それを入れることによって、先ほど渡辺委員は小学校前では足りないではないかというふうにおっしゃいましたが、でも、取りあえず小学校前までは産後の親の子育て、「親の子育て」というふうにすることで入るのではないかなと。カバーする、使う言葉が重要なように思いました。それが1点です。

デジタルのことだけで申し上げるとそれだけなのですが、トータルでの会議として、母子手帳と母子保健情報に関する検討なわけですが、その1年前に母子手帳に関する意見を聴く会というのが行われまして、私は幸いここにに入れていただいたのですが、本当に魅力的な会でした。たくさん意見が出て、18人ですが、現場の方々の声が聴かれて、そのことは厚労省の中に情報としてちゃんと組み込まれていると思いますので、この方々の声のエッセンスというの踏まえながらの今後の施策になっていくことをとても期待しております。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

では、吉川課長補佐、お願いいたします。

○吉川課長補佐 中山構成員、御指摘どうもありがとうございます。

まず、1点目でございますが、今回母子保健情報に関してどのような項目を入れるかということで、5ページ目のところには妊産婦と乳幼児に関する情報についてということを書き込んでおります。

今後の情報の拡充の中で子育て期に関する情報というものも含めていく。それは先ほど来様々な構成員から御指摘がありましたこども家庭センターであったり、あるいは現状の子育て世代包括支援センターであったり、そういったところでの支援やサービスといったものも含めて今後どのように電子化、デジタル化を進めていくかという観点で非常に重要な部分かと思っております。

現行、今回整理した内容としては、妊産婦の時期に関する情報ということで、5ページ目に関しては「妊産婦に関する情報について」と書くのが正確なのではないかと考えておりますが、一方で、今後子育て期に関する情報もこうしたデータ化を進めていくべきではないか、そういう御指摘だと認識いたしましたので、例えば最後の11ページ目の「おわりに」というところで、今後電子化あるいは規格の標準化を進めていくというようなところでも、子育て期の情報に関してこうしたデータ化を進めていくための検討を進めていくべきと。そういった内容で何か書き込めないか、事務局のほうで検討したいと思っております。

2つ目の御指摘に関しては、意見を聴く会に関して御指摘をいただきまして本当にありがとうございます。今回私どもが検討会を開く契機といいますか、非常に重要な礎となった会でございます、そうした現場の方々、あるいは保護者の方々、そういった方々の声を伺った上で、今回の検討会を開催されたというのは非常に重要な形だったと思えますし、なかなか例を見ないような形だったのではないかと思っております。引き続き現場の声、あるいはユーザー側の目線というものも大切にしながら、こども家庭庁に移っても議論を進めていきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

○岡座長 ありがとうございます。

そのほかの委員はいかがでしょう。森田委員、お願いいたします。

○森田構成員 本当に分かりやすくというか、適切にまとめていただきありがとうございました。

私はデジタル化のことというよりも、今、中山先生がおっしゃった会議にも参加しながら、今の御意見を聞きながら思い出したということもありますけれども、当事者の方々がすごくデジタル化、働いている保護者も増えて、自分の情報とかこどもの情報を、母子手帳の紙媒体だけでなく、デジタルデータ、スマホから見るとか、アプリとの連携とかいうことがこれから進んでいくというお話もちょっとありましたが、そういう方々が自分のデータとして手軽にずっと見ていくということと言うと、見え方とか、すごく複雑な、たくさんのデータが今回追加になってきましたけれども、それが母子手帳と同様には見え

ないわけです。どんなふうに見えていくのか。専門家が見たら追っていけるデータだけでも、当事者としてそれがどんなふうに見えるのか。見てもよく分からないみたいな、解説がないと分からない自分の健康診断の結果みたいな形で見えたりするのかとか、そういったことについては、今後当事者からの閲覧というところでは、アプリということになっていくのか。その辺りについて、そういうことが書いてありましたけれども、どんなふうに進んでいくのかということについても少し教えていただければと思います。

○岡座長 ありがとうございます。

吉川課長補佐、お願いします。

○吉川課長補佐 森田構成員、御質問ありがとうございます。

今後の全体の方向性についての御質問だと認識いたしました。まず、紙かデジタルかというところに関しては、恐らく現時点で明確な答えが出せるものではないかと思っております。第4回の検討会で中間報告書をまとめた際にも、デジタル化を推進して、結果紙がなくなることを前提に議論するのかどうかということが話し合われたと認識しておりますが、現状としてはデジタル化、電子化の環境を整備していく、それを推進していくというところをまず行うべきだと考えておまして、ゴール地点として紙と電子をどのような形にしていくかということは、今後の議論が待たれるところだと認識しております。

その上で、子育て世代の方々に関しては、デジタルを使った情報の管理や情報の閲覧というものが非常に進んできているところがございますので、これはユーザーの方々が見てしっかり理解できるような仕組みを整えていくことが重要だと思っております。

マイナポータルを閲覧したときに私自身の情報とか私の娘の情報なども閲覧したことがあるのですが、なかなか見づらい部分が少なからずあるようなところは、個人的な思いとしてもあるところがございます。

現在マイナポータルに関しては、デジタル庁がより見やすいような形でレイアウトなども含めていろいろと検討を行っているところもございますので、そうしたより見やすい形でこの情報を示していくという部分も重要だと思っておりますし、これは単純にレイアウト、見せ方だけではなくて、そこに示している情報をしっかり理解していただくための情報提供というものも重要だと思っております。

第4回の検討会、中間報告書でおまとめいただいたように、母子保健の情報について、一部任意様式の部分に関して電子的に提供するというのを報告書に記載いただきましたが、実際今年からこの情報に関してはホームページで閲覧できる形になっています。「健やか親子21」のホームページをたどっていただければ、母子手帳の任意様式に関する情報を電子的にスマートフォンなどで閲覧することも可能となっております。

加えて、現状の情報だけではなかなか説明が不足している部分もあると認識しておりますので、例えば妊婦健診の情報や乳幼児健診などの情報について、より分かりやすい情報コンテンツというものも厚労省のほうで、あるいは来年度以降こども家庭庁のほうに準備をしていくことが重要だと思っておりますので、これに関してはもう既に今年度の情報の

事業の中でも準備を行っているものがありますので、なるべく早いうちにそういった情報もお示しできるようにして、結果的にユーザーの方々が閲覧した自分の情報というもの、その意義などに関してもしっかりと理解できるような環境整備を進めていきたいと考えております。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○森田構成員 ありがとうございます。

○岡座長 ありがとうございます。

ぜひ皆さんが見ていただけるページになるといいかなと思います。

中山委員、手を挙げておられますね。お願いします。

○中山構成員 今、森田委員から出たことでとても力強いというか、勇気を得たというか、「当事者」というキーワードが出たことがすごくうれしかったわけですが、先ほどの5ページで内容がちょっとずれますというふうに吉川課長補佐はおっしゃったのですが、ポチの3番目を見ると産後ケア事業も入っていますので、産後ケアということは、もう妊産婦を超えているわけですね。だから、できればタイトルは、ここに「産後の親の子育て」ぐらいに入るのいいかなとしぶとく思うのですけれども、再度御検討ください。

以上です。

○岡座長 ありがとうございます。

吉川課長補佐、お願いします。

○吉川課長補佐 ありがとうございます。

産後ケアに関しても産後の1年間を対象にした事業でございますので、今、「産婦」という表現のほうが分かりやすいようには感じたところでございますが、事務局としてもう一度考えさせていただいて、ここに記載するのか、あるいは先ほど御提案させていただいたような形で「おわりに」というところで記載させていただくかということは、最終的には座長とも御相談させていただいて判断をしたいと思っております。

ありがとうございます。

○岡座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、活発な御議論をいただきましてありがとうございました。本日はこの議事ということで、本日予定した議事は終了ということになります。

構成員の皆様方におかれましては、これまでも、また今日も精力的に御議論いただきまして誠にありがとうございました。本当にいろいろな御意見をいただいたおかげでいろんな視点での内容が盛り込まれたのではないかなと思います。

今、幾つかの御指摘も踏まえて、第5回以降母子保健事業のデジタル化について御議論いただいてきて、事務局より今日示していただいた「母子保健情報のデジタル化について」の報告書(案)の方向性につきましては、おおむね御了承いただけたのかなと感じました。

本日の御意見を踏まえた報告書(案)の修正ということについては、事務局と私、座長

のほうに御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○岡座長 ありがとうございます。首肯していただいているのを確認できましたので、事務局のほうと相談させていただいてそのように進めさせていただければと思っております。本当にありがとうございました。

私、個人的にも、デジタル化のほかのプラットフォームの準備などもある中で、皆様、議論がしにくい点もあったかと思えますし、特に自治体の方の現場での御苦勞を想像するに、軽々しくも言えないかなと非常に思っております。本当に手作業で入力いただいているということは大変なことだと思っております。ですけれども、いろいろ予算もつけていただけるということですので、ぜひ自治体の方の過剰な負担にならないような形で、医療機関も協力しないといけないと本当に思っておりますので、ぜひ進めさせていただければと思えます。

それでは、最後に事務局から何か連絡事項等ございますでしょうか。

○吉川課長補佐 本日は御議論ありがとうございました。

厚生労働省の母子保健課として実施する本検討会は今回が最終回となります。最終回に当たりまして、子ども家庭局長の藤原より御挨拶をさせていただきます。

○山縣構成員 先生、すみません。その他があると思っていたのですが。

○岡座長 申し訳ありません。山縣委員、何かございますか。どうぞ。

○山縣構成員 申し訳ありません。

最後にちょっと訂正がございまして、以前に日本小児保健協会から母子健康手帳に関して、3歳以降の頭囲と乳幼児の胸囲測定についての要望書を出しまして、それについて9月の会議で御議論いただいたということがございました。そのときに実は日本小児保健協会からの依頼というのが参考資料として出ているのですが、その後に日本小児科学会でも議論していただき、ご賛同していただくことになり、それを日本小児保健協会から検討会に伝えてほしいとの依頼がありましたが、それを事務局のほうにきちんとお伝えしていなかったようでありました。これについてはかなり重要な点でございまして、日本小児科学会も含めて関係者、専門家が議論してそういう要望書を出したということは記録としてあったほうがいいと思えますので、申し訳ございませんが、その取扱いについて岡座長に御一任いたしますので、何らかの形で記録に残していただければと思えます。

以上です。

○岡座長 少し小児科学会のほうは対応が遅れたので検討会の後になってしまったかもしれませんが、出させていただきます。ありがとうございました。

そうしましたら。

○吉川課長補佐 ありがとうございます。

では、先ほど御説明を差し上げたとおり、検討会について今回が最終回ということで、子ども家庭局長の藤原より御挨拶をさせていただければと思えます。

○藤原子ども家庭局長 厚生労働省子ども家庭局長の藤原でございます。

先ほどの御議論、私も局長の部屋で聞かせていただいております。構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございました。

近年の母子保健行政の制度改正などを踏まえまして、母子健康手帳の見直しや母子保健情報の電子化について、本日を含めて8回にわたり御議論いただきました。

令和4年9月には中間報告書、母子健康手帳の見直し方針を取りまとめでいただき、中間報告書を踏まえて省令様式とか任意様式の改正を行ったところでございます。

また、本日は後半の議論、「母子保健情報のデジタル化について」報告書（案）を御議論いただきました。母子保健情報につきましては、令和2年度以降マイナポータルを通じた閲覧が可能となっているわけですけれども、母子保健分野の国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減を図るため、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化、そのための環境整備を進めていくこととしております。

本日の検討会ではこの取りまとめ、おおむね御了解いただいたということだと思いますが、さらに今後に向けた積極的な課題の認識の御意見をいただいたと思っております。学童期も含めた学校保健との連携とか、胎児に着目した考え方とか、それから健診と分娩、これから少しすみ分けが現場で図られている中での連携の重要性とか、それからメンタルヘルスのような非常に重要な緊急的な情報を特にしっかりやっていただきたいというような御意見。そして、特に令和5年度からはこども家庭庁に移管されますけれども、令和5年度からは実証事業ということで具体的な事業を展開してまいります。そういったことへのしっかり取り組んでほしいという御要望をいただいたかなと思います。

さらに母子保健情報ということで、含まれるとは思いますが、産後の親の子育てに関する情報についてもしっかり取り込んでいただきたいという御意見もいただいたかと思えますし、当事者目線で、親が非常にデジタルに慣れているということもありますので、その親御さん自体が見て分かりやすく、理解しやすいような、そういった仕組みを考えていただきたいということだったと思います。

今後の進め方について前向きな御意見もたくさんいただきましたので、本取りまとめを踏まえまして引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思えますし、4月から私どもはこども家庭庁に移りますけれども、こども家庭庁に移っても引き続き必要な対応や検証にしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

1年間活発な御議論をいただきまして本当にありがとうございました。引き続きどうぞ御指導をよろしく願いいたします。

○吉川課長補佐 事務局からは以上でございます。

皆様、どうもありがとうございました。

○岡座長 どうもありがとうございました。

構成員の皆様、今までの会議で活発に御議論いただきありがとうございました。私も皆様の御意見を伺って本当に勉強になりました。どうしても医療の現場だけですと偏った視

点になりますので、いろいろなお立場の皆様の御意見を伺うことで、今後どういうふうに進めたらいいのかといういろんなアイデアがこの報告書の中に盛り込まれたかなと思っております。

こういう電子の会議で、座長の力不足で十分に御意見を伺えなかったような回もあったかと思えますけれども、その点は深くおわび申し上げます。この会議は母子手帳に関しては、ある意味では今回の改訂のことだと思えますけれども、電子化についてはこれからというところだと思えます。先ほど藤原局長もおっしゃっていただいたように、実証事業等でも具体的なことが詰められると思いますが、構成員の皆さんも恐らくそれぞれの立場、現場でそうしたものを見守っていただけるかなと思えますので、引き続き母子保健事業のさらなる発展に御尽力いただければ幸いです。私からの最後の御挨拶としては以上とさせていただきます。

それでは、以上で検討会を終了させていただきます。構成員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。